

神奈川県緊急雇用対策に関する政労使合意

我が国の雇用経済情勢は、米国に端を発した世界的金融不安の下で、かつてないほどの速度で急速に悪化しており、神奈川県においては製造業を中心とした大規模な人員削減などが相次いでいる。

こうした雇用情勢を改善するため、神奈川県と神奈川県労働局は「神奈川県緊急雇用対策本部」を昨年11月28日に立ち上げるとともに、12月には、神奈川県知事と神奈川県労働局長から、経済団体並びに30名規模以上の事業所（約8,500社）に対し、労働者の雇用維持、新規学校卒業者に対する内定取消しの回避等についての要請など必要な施策を講じた。

しかしながら、その後も経済状況は悪化を続け、県内において解雇や雇止め等により職を失うとされる非正規労働者は、本年2月までの2ヶ月間で約2,800人増え、今年度中に約5,400人の雇用の喪失が見込まれている。また、本年2月までに61人の新規学校卒業者の内定取消しが行われたほか、さらに正規労働者においても一時帰休などの雇用調整の動きが始まるなど、雇用情勢は一向に改善の兆しがみえない。

そこで、今般、こうした雇用情勢の更なる悪化に鑑み、行政、労働団体及び経済団体の政労使三者が一体となって知恵を出し合い、別紙の取組みを推進することにより、この難局に立ち向かい、乗り切っていくことについて合意した。

平成21年3月18日

神奈川県知事

松沢成文

神奈川県労働局長

森岡雅人

社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭

佐々木謙二

神奈川県商工会連合会会長

石崎泰彦

社団法人神奈川県経済同友会代表幹事

小谷昌

社団法人神奈川県経営者協会会長

高橋忠生

神奈川県中小企業団体中央会会長

山崎五郎

日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長

野林芳広

別紙

神奈川県における緊急雇用対策の今後の取組み

1 雇用の維持

- 政労使は、一致協力して雇用の確保・維持に努める。
- 需要減に伴い企業が業務を減少させる際、人員削減を回避し雇用を維持するために「一時帰休」や「短縮勤務」など「ワークシェアリング」の手法を用いる場合には、労使が十分に話し合いを行い、合意の上で進める。

なお、平成19年12月に国レベルで策定された「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「行動指針」に示された、企業の活力を高める観点での長時間労働抑制や短時間勤務制度推進にも留意、配慮する。

- 「雇用調整助成金」など企業が雇用を維持するうえで有効な国の助成制度の活用を積極的に促進する。

2 雇用の創出・ミスマッチの解消

- 雇用機会を創出するため、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」の活用を図り、地域における就業の場を確保する。
- 福祉・介護、農林水産業など人手不足分野への就業を促進し、雇用のミスマッチの解消に努める。

3 労働関係法令の遵守

- 厳しい経営環境が続くなかで、新規学校卒業者の採用内定取消しなどが引き続き発生しており、年度末にかけて解雇・雇止めの増加も予想されることから、改めて、労働契約法等の労働関係法令が遵守されるよう、それぞれの立場から取組みを行う。

4 具体的取組み

- 上記1から3についての具体的取組みについては、平成21年2月26日に設置した「神奈川県緊急雇用対策政労使会議」において速やかな対応を図ることとする。